

第 50 回 赤松小三郎研究会 のご報告

日時： 2025 年 4 月 12 日（土） 14:00～16:40

場所： 文京シビックセンター 4B 会議室

出席者： 30 名（過去最多）

【配布資料】

資料－1 上田藩と京都の関わりについて～東郷えりか様

資料－2 赤松小三郎に関する新史料から分かること～関良基様

資料－3 上田藩士赤松小三郎に関する新史料（一）（二）（三）～岩下哲典先生より

資料－4 赤松小三郎滞京をめぐる慶応 3 年の動き（諸史料一覧）～滝澤進様

資料－5 赤松小三郎と「苗字」について～滝澤進様

資料－6 「江戸期 反射望遠鏡を国産」読売新聞夕刊の記事より～沓掛忠様

【内 容】

1. 上田藩と京都の関わりについて～東郷えりか様

160 年以上にわたって上田藩主となった藤井松平家には、亀山藩主時代に京都との強い結びつきがあり、幕末にいたるまでその関係がおおむね維持されていた。京都が再び政治の舞台となった幕末に、その関係がどう影響したかのかを考える素材集めをしてみた。

なお、本研究には「老中松平忠固と生糸貿易研究会」（会長：岩下哲典）の調査や研究会に参加して得た知見が多く含まれている。同研究会から近く忠固研究論文集が吉川弘文館から刊行される予定である。また、資料集も企画が進んでいる。同研究会は、東方商館株式会社（代表取締役・本野敦彦氏）の支援によって活動がなされた。

▶藤井松平家（忠晴系）の変遷

駿河国田中藩 1642-1644 忠晴

遠江掛川藩 1644-1648 忠晴

丹羽亀山藩 1648-1685 忠晴・忠昭（兄）・忠周（弟）（38 年間）

岩槻藩 1685-1689 忠周

但馬国出石藩 1689-1705 忠周

上田藩 1705-1868 忠周～忠礼

▶京都との縁ができた発端か

亀山は京都市街から 20km ほどの距離にあり、延宝元年（1673）5 月の京都大火で禁中が類焼し、丹羽から駆けつけた忠昭に、後水尾法皇の御殿を再建したのちの警護を命ぜられた（『松平家史料集』、上田市立博物館、1985 年、pp. 30-31）。

▶3 代松平忠周は京都所司代 1717-1724

松平忠周は享保 2 年 11 月に京都所司代として赴任し、100 人の藩士が随行した。「上方での役職に就いた場合、在京賄い領が与えられることがある。[……] 忠周の場合 [……] 一万石を近江国浅井・伊香両郡のうちにて加へたまはる」（東谷 智「松平忠周の所司代就任と幕府発給文書について」、『甲南大学紀要文学編』、2008 年）

●黒谷の金戒光明寺

亀山で死去した忠晴、忠昭を、忠周が金戒光明寺に改葬。忠靖の霊廟は土蔵造りで、敷地周囲には石垣がめぐらされている。忠周自身は老中在職中の享保 13 年（1728）に江戸で死去したが、遺骸をわざわざ京都に運ばせ、同寺に埋葬された（『松平家史料集』 pp. 27、34、59）。地図からは場所が確認できず。

金戒光明寺には、松平忠固の大坂城代在任期間中に大坂で死去した 3 人の幼い娘、益、啓、徳が葬られた（上田市立博物館「中村家文書」443、「加藤龍雄家文書」89）ほか、慶応 3 年（1867）9 月 3 日の暗殺された赤松小三郎も葬られている（第 6 区 1034 号）。

金戒光明寺には、明治維新まで松平家より寺領として高 150 石（米 60 石）が寄進されていた。上田藩関連の寺院で最も高い寄進高。「御廟付」の中間 2 名と掃除の道心（僧）もいた（『松平家史料集』、p. 27）。芝の天徳寺には米 16 石 7 斗 5 升（『上田市史』上、p. 434）。

上田市立博物館の「松平家文書」に年代不明の「京都黒谷観（歓）寿院絵図」（135）がある。9 畳半 1 室、8 畳 5 室ほかの部屋数のある塔頭であることがわかる。「歓寿院は元和八年 [……] 始め南龍院と号す。松平伊賀守忠昭之を再建して歓寿院と改む。文久三年八月二十七日火あり明治十四年九月二日本寺に合す」（『京都叢書』第 16 増補、1935 年、p. 440）。絵図には「南隣栄摂院」と書かれており、栄摂院は現存する。

金戒光明寺は約 4 万坪の寺域で 1000 名の軍隊を駐屯させられる大小 52 の宿坊があった。知恩院とともにここは家康が城構えにし、いざというときに軍隊を配置できるようにしていた（金戒光明寺 HP）。文久 2（1862）年 12 月、松平容保が京都守護職に任じられた際、金戒光明寺の新清和殿のある場所を本陣とし、「栄摂院・顕岑院ほか二、三の塔頭をのぞいて、本坊以下ほとんどの塔頭を会津藩に」明け渡すことになった。同寺の本尊などは栄摂院に移された（京都市編『京都の歴史 7 維新の激動』学藝書林、1974 年、p. 97）。慶応の役、鳥羽伏見・淀の会津藩戦死者 200 名以上が同寺西雲院の墓地に眠る。文久 3 年 8 月 18 日の政変直後の 27 日の出火時に歓寿院が会津兵の宿舎であったかは未確認。

●上田藩京屋敷

上田市立博物館「松平家文書」にやはり年代不明の「京都御屋舗絵図」（135）がある。東側、「七本松通」から両側に「並木小松式拾本」と書かれた小道を入り、「土橋」で堀切を渡った先に「表御門」がある。西隣は「町屋」、北隣は「空地」、南隣は田畑。表門の並びに「五間 松井庄右衛門」ほか人名が書き込まれた住居と思われるものが並ぶ。人名の下には「御屋敷実杭之内惣坪数四千貳坪之内 九百七拾九坪藪 千〇百拾坪畑 千七百六拾坪長屋并高堀……」と規模が

記載。

博物館蔵の絵地図の空洞の「中央部分の面積は計算上からは約四〇〇坪となる。東側に表門があり、その両脇に二間半～三間幅の長屋が建てられ、惣長四三間であった。この絵図の作成年代以前に主要殿舎を取払ったり、絵図を作成したときに長屋を取縮めて畑にしたりした形跡がみられる」（桜井松夫「大名の屋敷と生活―上田藩主松平氏の場合」、『信濃』第3次27(2)(302)、1975年、pp. 146、164-165）。桜井氏は忠周の京都所司代時代に建てた4002坪の屋敷とし、このような京屋敷を幕末まで維持しつづけたのは他藩とは非常に異なる点だと指摘する。

上田藩京屋敷は、現在の京都中央図書館、京都アスニー生涯学習センターがある一帯で、4500坪とも言われる。中央図書館作成の「京図ものがたり」から、貞享3年(1686)「京大絵図」の同じ場所に「松平伊賀殿 三万八千石」と書かれていることがわかる。国会図書館デジタルコレクションでこの絵図を見ると、京都所司代屋敷の場所がまだ「土屋相模守御下屋敷」となっている。ここはのちに千本屋敷と称された。この時代の伊賀守は、亀山藩主の忠周である。

中央図書館の冊子には、文久3年(1863)の「文久改正新增細見京絵図大全」にも同じ場所の畑に囲まれた場所に「信州ヤシキ」があることが示されている。元治元年(1864)の京都古地図(所蔵地図データベース)にも「上田ヤシキ」とある。慶応元年(1865)5月に上田藩が第二次長州征討で大坂に赴いた際は1072人の武者行列だったと言われる(松野喜太郎『上田藩松平家物語』、p. 76)。将軍家茂が翌2年6月に死去したあと、「大部分は大阪より帰藩」、一部は家茂の亡骸とともに10月2日に江戸へ帰府するまで、1年以上にわたる期間、この大所帯の藩士の一部が京屋敷で居住していた可能性はないだろうか。現に赤松小三郎はその後、京都に滞在しつづけた。

幕末の京屋敷には、元治元年10月以降に山田貫兵衛が京都屋敷留守居御目付代として、息子の純一郎とともに赴任しており、少なくとも慶応3年3月までは在京していた。留守居代の赤座寿兵衛、森田八十兵衛がいたほか、慶応4年には数名さらに赴任しているが、どのくらいの数の藩士が常駐していたかは不明(桜井純造の実弟で赤松と親しい森田斐雄、兄宛最後の書簡で言及していた森田久太夫と、八十兵衛の関係は?)

堀八太夫とその子謙吉も京都屋敷にいた可能性があり、小林利通は堀八太夫が小三郎兄の芦田柔太郎の義父だとする(『松平忠固・赤松小三郎』、1994年)。明治19年に「赤松君略伝」を『上田郷友会月報』に最初に連載した「狂奔生」の実名は堀謙吉と言われる。ただし、同姓同名で松尾多勢子・誠と何かしら関係のあった紀州浪人がいるほか、早稲田大学図書館には明治18年に大隈重信に手紙を出した上田在住の立憲改進黨員の「堀謙吉」がいる。

文久2年5月からの一年間に40人の大名が上京したが、京屋敷をもっていた藩も未整備で、大半は寺院に本陣を定めた。文久年間まで、会津藩は京屋敷を設けていなかった。彦根藩 嘉永7年に京都警衛の幕命を受けた際に、高瀬川沿いの河原町通三条下ル東側に総坪数約1060坪の屋敷地を取得。(京都市『京都の歴史7 維新の激動』、1974年、pp. 98-99、264、266)

●広橋家は藤井松平家の古くからの縁戚

広橋兼勝（1558-1623）初代武家伝奏

広橋兼廉（かねかど、1678-1724）の室は、松平忠昭の娘（wikipedia 等）。

広橋兼頼（1700-1715）室が松平忠周の娘（「世界帝王辞典」等）。

広橋兼胤（勝胤）（1751-1781）の母は、松平忠周の娘（『公家事典』、吉川弘文館、2010 年、『日本史総覧』補巻、新人物往来社、1984 年）。松平忠愛の娘を養女とするが子はない。武家伝奏。

広橋伊光（1745-1823、武家伝奏）、胤定（1770-1832、武家伝奏）を経て、幕末の武家伝奏の光成（1797-1862）とつづく。

●九条家との関係

松平忠固の異母妹（もしくは従兄弟で、忠固父の養嗣子となった忠学の娘）鉢が、安政 3 年から文久 2 年まで関白を務めた九条尚忠の養嗣子（実父鷹司政通）幸経の正室。

忠固と九条尚忠は、少なくとも嘉永 6 年（1853）11 月に家定の将軍宣下のために、当時左大臣だった尚忠が江戸に出府した際に対面している。その際の接待の記述が「忠固日記」5 や「日乗」（「松平家文書」526）から確認できる。鉢の名前は、「日乗」の御続書に何度か見られた「御妹、関白様御嫡子、九条大納言様御簾中、於鉢様」（「松平家文書」栗山家日乗、524 など）。

●赤松小三郎に関連して

「九月六日遺骸を京の東黒谷金戒光明寺に葬りし時、薩摩藩士中其教を受けし者、多く其式に参列せんことを希望したが、上田藩は之を辞し、特別関係ありしもの十数人のみ之を許した。此時薩摩藩主は葬式料として金五十両、家族へ扶助料として百両を贈った」『上田市史』下、p.408（1940 年）。

慶応 3 年 9 月 3 日（1867 年 9 月 30 日）：この時期の京都の日没は 17:43。犯行時刻とされる秋分の頃の七つ時は 16:45 分前後。日の短くなった初秋の夕暮れどきだった。

第 25 回赤松小三郎研究会での寺島隆史氏の「『京阪御用状往復留』を読む」の講演録を参考にすると、小三郎は実際には 3 日夕方に襲撃され横死。赤座から上田藩家老宛 9 月 8 日付書簡には、薩摩藩留守居が上田藩京都屋敷にきて、現場への同行と身元確認（および死亡確認）を依頼。赤座は現場に赴いたものの、薩摩藩が駕籠等を手配し、いったん「旅宿」へ引き取ると主張したため、止む無くその意に任せた。翌 4 日朝、5 ツ半（8 時半）ごろ町役人が京都屋敷へ知らせにきたため、4 ツ半（11 時）「町所」より遺体を引き取り、昼 9 ツ（正午）に千種家の医師を呼んだ模様である。

千種家の医師は 4 日夕方没とするが、4 日朝には三条大橋と四条通東洞院角に「元信州上田藩赤松小三郎」の斬奸状が貼りだされており、首付近を深く長く二か所斬られているので、ほぼ即死のはず。千種家は代々武家伝奏を出した公武合体派の公家。

日露戦争後の明治 39 年（1906）6 月に善光寺の戦没者慰霊祭に出席する前に、東郷平八郎、伊東祐享、上村彦之丞が上田に立ち寄って赤松小三郎に言及。この訪問に関連して「混遂生」が 5 月

号に短い記事を書き、「上田町飯島氏方に一泊して晚餐の席上」で、上村が赤松の最後について「或日伏見よりの帰路五条通りにて暗殺の奇禍に逢ひ」と語った旨を記す。

明治 39 年の『上田郷友会月報』7 月号で「混遂生」が薩摩藩士による犯行と推理。同月号で飯島花月（蔵書が花月文庫）は桐野利秋を首謀者として名指し。飯島は「混遂生溝口兄」とするので、「松平忠固公」の編者となった小林雄吾か。小林利通は「万峰（小林雄吾）」が『月報』昭和 3 年 10 号で松尾礫天に反論とする（『松平忠固・赤松小三郎』、p. 27）。ペンネームが二つあったか。

飯島花月はこのときの記事に小三郎に関して、「川崎紫山、今また之が詳伝を成さんと専ら材料の収集に努め」とも書いている。1935 年に雑誌『伝記』に「幕末の先覚者」として小三郎の詳しい伝記を書いた著者は千野紫々男という正体不明の人物で、じつは川崎紫山(1864-194 年)ではないかと推測。そうだとすれば、水戸藩士の子でジャーナリスト、黒龍会創設にかかわり、『西南戦史』で桐野利秋について書いた川崎三郎（本名）かもしれない。川崎は立憲帝政党、立憲政友会の関係者。

昭和 3 年（1928）『上田郷友会月報』に松尾礫天（茂）による「赤松先生の斬奸状」、「再び斬奸状について」が掲載。赤松門人の可兒春琳の談話などから、暗殺前日（2 日）に大久保利通が送別の宴を催したいと手紙で申し入れてきたため、（3 日に）『木屋町で飲んで墨染に行き、桐野等四人が先に帰って待ち伏せた』と結論（関良基『赤松昌三郎ともう一つの明治維新』、p. 65）。墨染の遊郭と暗殺現場の距離は 6.2 キロ、徒歩約 1 時間半。赤松は「姓（ママ）酒を嗜まず」（藤澤『赤松小三郎先生』）。

大正 6 年（1917）に藤澤直枝篇『赤松小三郎先生』が刊行。3 日伏見へ所用で赴いた帰路、「供の者一人打ち連れ」て歩いているところを「凶徒二人」に襲われたのを目撃した桶屋が届け出たとし、「幾程もなく薩藩より二人の侍早馬にて駈付け、彼是介抱し、上田藩の留守居役赤座寿兵衛も来り、上田藩の京都に引取りたり」と出典不明の何かを引用し、届書の内容も「西洋風俗帯刀の人日傘を持ち、供を召し連れ都合二人通行致し〔……〕供の者も同時に逃げ去り候、赤松幕府御家人の由」と転載。

小林利通は赤松の暗殺現場に関連して、「実は小三郎の進行方向の問題がある」、「藤沢伝ですら、伏見の帰りという考えが固定化している」とし、明治百年祭で発表された桐野の「在京日記」の後半を示して論証する。桐野は烏丸四条から田代五郎左衛門と二人で赤松を追って南下した過程を克明に書き、「四条より東銅院ヲ伏見様（方向）下り候ニ付、追ひ候処、仏光寺通ニ手屋敷者野津七次（道貫）外ニ式人在り、赤松と相角（ならび）致し、おひ手を通り、我々は五条下る迄越し、跡へ引返し候処、魚棚上ル所ニて出合」とする（『松平忠固・赤松小三郎』、pp. 27-28）。「おひ手」を「匂天町」と解釈する説もあるが、「においてん」と読むので、やや無理があるか。桐野は赤松が「今出川、烏丸通西入町へ旅宿致し」とする。御所の北東角に当たる今出川、烏丸通りに薩摩藩邸があった。

近年、岩下哲典氏が赤松小三郎に関して「薩摩藩士に暗殺された上田藩士赤松小三郎と暗殺され

なかった会津藩士山本覚馬のちがい」『歴史研究』721号、戎光祥出版、2024年、「近代日本の先覚者、上田藩士赤松小三郎に関する新史料（一）（二）（三）」『歴史研究』724号、725号、726号、2024年を發表し、赤松の死の背景や死の様相を史料に基づいて考察している。岩下哲典編『歴史の中の「しにぎわ」と死後』（5月刊行、戎光祥出版）でも、赤松の『しにぎわ』と死後』について發表される。

〈疑問点〉

- *赤松の葬儀は上田藩が出して、上田藩主菩提寺に葬ったと考えるべきではないか。
- *明治19年の堀謙吉「赤松君略伝」（『月報』）以降、赤松はなぜ脱藩して江戸へ行ったと言われつづけたのか。斬奸状にも「元信州上田藩」とあった。
- *赤松はなぜ夕暮れどきに五条にいたのか。下手人桐野らは彼の行動を把握していたのでは？
（以上、東郷えりか様のレジュメより）

2. 赤松小三郎に関する新史料から分かること～関良基様

岩下哲典著「近代日本の先覚者、上田藩士赤松小三郎に関する新史料（一～三）」の紹介
『歴史研究』戎光祥出版、2024年10～12月号、三回にわたって連載。
史料の原文は本日配布資料（「歴史研究」第724・725・726号より）を参照されたい。

岩下先生からの伝言事項

松平忠固と生糸貿易研究会

史料発見の経緯は「老中松平忠固と生糸貿易研究会」の史料調査活動の一環。本野敦彦氏（東方商館株式会社代表取締役社長）より東洋大学への奨学寄附金による研究プロジェクト。

プロジェクトの成果として、今夏には研究論文集として『幕末の老中松平忠固（仮）』（吉川弘文館）が刊行予定。来年度には「姉妹編」として『老中松平忠固史料集（仮）』が刊行予定。

専門書なので高価になりますが、売れば出版情勢が厳しい中の出版社を励まし、歴史に埋もれていた松平忠固や赤松小三郎などに社会的需要があると気づき、その後の出版活動にも影響を与えられると思います。ぜひ購入の検討をお願いします。

上田での研究成果報告会

9月20（土）、21（日）

上田の信金ホール（材木町）で、2日にわたって研究成果の市民還元のための歴史講座が開催されます。執筆メンバーが一人20分程度で成果の報告を行います。こちらもふるってご参加ください。入場無料。

今回の赤松関係新史料の研究論文の出版

今回の赤松新史料研究は、戎光祥出版から初夏に出版予定の岩下哲典・東洋大学人間科学研究所編『歴史のなかのしにぎわと死後』に収録されます。こちらの方もご検討ください。

『日々御用向留』

各種報告が写されて綴じられている。

「雑之部」「願之部」がある。

(1) 「雑之部」慶応3年3月29日条

小三郎の兄の芦田柔太郎から藩目付の石川保之允にあげられた報告。

実兄の芦田柔太郎が小三郎の留守宅を訪ねたところ、あったはずの農具などが紛失していたという届け出があった。紛失したのは、「斧、二ツ股、唐鍬」

当時、小三郎は薩摩藩邸・相国寺で薩摩藩士たちを教え、また会津洋学校でも顧問を依頼されていた時期。

盗難にあった？ 赤松家には、妻のたかや小三郎の義母がいたはずであるが、盗難に気づかなかったのか？ あるいはちょっと外出した隙の空き巣か？

岩下先生の分析：「赤松を上田に帰らせたい者による意図的な盗難」の可能性も。

(2) 『日々御用向留』「願之部」 慶応3年4月27日条

3月8日付けで赤松小三郎から京都上田藩邸の「御目付」の山田貫兵衛と赤座寿兵衛に、京都滞在の延長を願い出る届け出がされた。その届け出の写し。小三郎の自筆は失われており、写本が残存。

以前から「痔疾」で旅行できない状態。その上、「癆疔」を併発し、「気鬱」になり、「胸痛」もして、「呼吸塞」となって、非常に難儀な状態にある。そこで「奥医師坪井良信」（ママ。信良が正しい）に診てもらったところ、信良は「根深き難症」と診断し、投薬してくれた。この上は、もう250日間の滞京を許可されたい。

→ この届出に対する上田藩の決済が4月27日に下され、結論は却下。

願いの趣旨は余儀のないことと聞いているが、「承込候次第」があるため、「早々相帰」るようにとの指示。

何か承ったことがあるということを理由に、早々に帰国するようにという命令が下る。

岩下先生の分析：

赤松は京都滞在の許可を得るために、徳川家最高の奥医師である坪井信良の診察まで持ち出し、藩上層部を説得しようとした。「自分は幕府最上層部につながっているというデモンストレーション」。

坪井信良は徳川慶喜の側医であったことから、慶喜と赤松は関係があり、赤松の建白書を慶喜も知っていたとみてよいのではないか。

また、坪井は越前藩医であったことから、松平春嶽など越前藩上層部と赤松の関係も推測できる。

「残留を必死で訴える赤松の姿とそれを迷惑がる藩上層部の状況が垣間見られる。実に貴重な

【追加コメント】

この時期の赤松は、相国寺で薩摩藩兵に対しイギリス式調練で軍事訓練を行っているから、健康を害して帰れないというのは、虚偽であろう。痔は本当にあったかも知れないが、旅行に支障をきたすレベルではなかったと思われる。

上田藩は、奥医師の坪井信良の権威を持ち出されても動揺することなく、冷徹に帰国の命令を下した。それ以前、徳川家から小三郎を開成所の教授にという要請があったときも、藩は断っている。この時期の徳川の権威の失墜を反映しているのか。あるいは、「承込候次第」がよほど重大な事案なのかも知れない。

また、小三郎が奥医師の坪井信良に虚偽の診断(?)をさせていたとすれば、慶喜も巻き込む形で小三郎の滞在延期工作がなされていたと言えるかも知れない。会津藩、また薩摩藩の小松帯刀などが、それぞれ小三郎の滞在延期を働きかけていたことは他の記録に見られるが、慶喜周辺まで巻き込んでいたとすると、まさに小三郎は当時の京都政局にあって台風目の目であったといえるのではないかな？

小三郎に帰国を命じる理由に「承込候次第」が掲げられているが、何なのかは不明。後で紹介する史料から、藩主の松平忠礼が何か小三郎に頼み事があったことが分かるので、その事かも知れない。

(3) 死亡に関する記事

『日々御用向留』(雑之部)

同年 9 月 23 日条

小三郎の死が藩に報告され記録された記事。

「親類多田彦太郎」より、小三郎が「切懸」られて「死卒」したとの届け出があった。

【コメント】「多田彦太郎」は妻たかの親という分析。多田彦太郎は、全く未知の人物であったが、養父の赤松弘の妻で小三郎の義母の実家の可能性は？

同年 9 月 29 日条

小三郎が京都で「変死」したので、「御大法之通、家断絶」の仰付。

多田彦太郎の届出

「家断絶」と仰付され、小三郎の義母は多田が引き取り、妻たかは芦田柔太郎が引き取る。柔太郎は当時謹慎中であった。

同年 10 月 3 日条

小三郎は「横死」であったと記録が変更されている。「検使」の記録は「京阪御用状往復留」に記載。

「附紙御用状」 9 月 26 日条

藩の御用人坂部次郎座衛門から家老の藤井直記・師岡重鈴・大嶋平太夫・久松新五左衛門の四人の家老に提出された報告書。

小三郎は「横死」と記される。

「島津修理大夫」（茂久）から小三郎の家内へ金百両が贈られた。他に葬儀のために「五拾両」、小三郎の荷物を京都から上田まで運ぶための費用として五両が贈られた。

この事を上（藩主の松平忠礼）に申し上げたところ、小三郎には兼ねて御頼み事（兼而御頼之義）があったとのことで、問い合わせがあった。「其筋」のものが取り調べたが、その件は分からなかった。

薩摩藩から上田藩主への贈答もあったが、受け取ってもよいだろうかと問い合わせが、上田での評議の結果、よろしいということで理解した。

岩下先生の分析：

弔慰金で墓石が造られ、葬儀が行われたのだろう。

薩摩藩に対して配慮する上田藩上層部の状況が垣間見られる。

薩摩藩側は、自藩士が手を下したことを隠蔽しようとする動きが見て取れ、上田藩側はそれに対して配慮している対応が読み取れる。

【追加コメント】

上村彦之丞と東郷平八郎が日露戦争後に上田を訪れた際、彼らを含めた薩摩の門人たちが銘々抛金して、小三郎の葬儀を営み墓石を立てたと証言しているので、京都の金戒光明寺で行われた葬儀の資金は薩摩藩の門人たち中心に営まれたと思われる。

上田に出した 50 両では、上田でも別途葬儀をやって、遺髪墓の建立などに使われたのか？

（以上、関良基様のレジュメより）

※なお、滝澤進様により、「赤松小三郎滞京をめぐる慶応 3 年の動き」について、配布資料に基づき補足説明がありました。

3. 赤松小三郎と「苗字」について～滝澤進様

赤松小三郎の出自等と芦田家・赤松家の系譜を再確認するとともに、大和政権にまでさかのぼる「苗字」の歴史をたどり、いつから庶民が苗字を使用していたのか、夫婦同性（同苗字）は何時からなのかなどについても、整理してみたい。

1 赤松小三郎の出自等と芦田家・赤松家の系譜

1 赤松小三郎の出自等

・天保 2（1831）年 4 月 4 日

信州上田藩士芦田勘兵衛（藩校句読師）の次男として、城下（現上田市木町）で生まれる。

通称：清次郎

諱（いみな）（実名）：惟敬（友裕を改名）

父：芦田勘兵衛（10石3人扶持）

母：志賀（埴科郡南條村坂田氏から）

兄：柔太郎（4歳年長）

- ・嘉永7（1854）年春（24歳）

赤松弘（10石3人扶持）の養子となる。（赤松清次郎）

養父：赤松弘

養母：（佐久郡田村郷土里見氏から）

- ・万延元年（1860）6月（30歳）

赤松家を継ぐ。

- ・文久元（1861）年10月（31歳）

小三郎に改名する。（赤松小三郎）

上田藩「明細」

赤松清次郎（後、小三郎）

養子実は芦田勘兵衛次男

文久元年10月小三郎と改名。

- ・文久3（1863）年

松代藩士白川久左衛門（100石）の娘（たか）を妻に迎える。（33歳）

- ・文久4（1864）年正月

1石加増される。（34歳）

2 芦田氏の系譜

- ・初代 芦田市兵衛

丹波亀山（現京都府亀岡市）で松平家家臣として召し出される。

（延宝元（1673）年の家中分限帳に「徒士格」の1人として市兵衛の名がある。）

- ・3代目 芦田勘兵衛

享保20（1735）年跡式7石2人扶持

- ・5代目 芦田清右衛門

寛保元（1741）年跡式7石2人扶持

（組附徒士→組外徒士→詰並→中小姓）

- ・6代目 芦田清右衛門

享和元（1801）年跡式7石3人扶持

（組外徒士→詰並→中小姓→給人席）

- ・7代目 芦田勘兵衛（小三郎実父）

天保8（1837）年跡式10石3人扶持

（組外御徒士格→詰並→（句読師）→中小姓）

- ・8代目 芦田柔太郎（小三郎実兄）

慶応2（1866）年跡式10石3人扶持

（組外御徒士格→詰並→句読師助→中小姓→中之間席

→（岡部家老失脚事件に連座）諸役御免）

3 赤松氏の系譜

- ・初代 広瀬猪左衛門

延宝6（1678）年召し出される。

（中小姓格）

- ・ 2代 広瀬金五郎
(中小姓)
- ・ 3代 広瀬平左衛門
享保8 (1723) 年跡式12石3人扶持
(中小姓)
- ・ 4代 広瀬覚之丞
明和2 (1765) 年跡式10石3人扶持
(組外御徒士格→中小姓)
- ・ 5代 赤松弘 (←広瀬小平太) (小三郎の養父)
文政11 (1828) 年跡式10石3人扶持
天保4 (1833) 年 赤松弘に改名
嘉永3 (1850) 年 倅善斎叱り押込め
嘉永7 (1854) 年 芦田清次郎養子入り
安政2 (1855) 年 娘出奔
(組外御徒士格→御免→御徒士目付→組外末席→組外→詰並)

(参考配布資料)

- ・ 小宮山千佐「上田藩士の格式・人数・役職 (天保10年)」
(「松平家家臣としての小三郎と妻たか」所収)
(赤松小三郎顕彰会講座資料) (2024年)

(参考文献)

- ・ 柴崎新一「赤松小三郎先生」(信濃毎日新聞社) (1925年)
- ・ 寺島隆史「赤松小三郎・松平忠厚」(上田市立図書館) (2000年)
- ・ 寺島隆史「上田藩と赤松小三郎」(赤松小三郎顕彰会講座資料)
(2020年)
- ・ 小宮山千佐「松平家家臣としての小三郎と妻たか」
(赤松小三郎顕彰会講座資料) (2024年)

2 苗字の歴史～氏姓制度からの変遷

「苗字」の歴史は、大和政権の「氏姓制度」にまでさかのぼるが、その変遷をたどり、いつから庶民が姓(苗字)を使用していたのか、夫婦同姓(同苗字)は何時からなのかなどについて整理したい。

また、いくつかの論点についての予備的な整理を下表に示すが、不分明な点が多く、今後の課題としたい。

なお、今日では、「姓」、「(名)氏」、「苗字」は、ほぼ同義に使われているが、歴史的には、それぞれの時代に応じた固有の意味を持っていた。

姓(苗字)の変遷(予備的な整理)

	公家	武家	庶民	夫婦
大和朝廷	氏姓制度	—	有り	別姓
律令時代		—	有り	別姓

奈良時代		—	有り	別姓
平安時代	姓の形骸化 名字の世襲化	名字の世襲化	有り	別姓
鎌倉時代		名字の一般化	名乗らず	別姓
南北朝時代 室町時代		苗字の登場	名乗らず (異説あり)	武家—別姓 庶民—同姓
江戸時代		(公的な場等 では「姓」 の使用も)	公的には禁止 私的には使用	武家—別姓 庶民—同姓
明治～昭和		—	有り	別姓⇒同姓
第2次大戦後		—	有り	同姓

(1) 「氏姓（うじかばね・しせい）制度」

- ・ 5世紀頃、大和政権が全国へ支配を拡大していく過程で成立したもので、天皇が、天皇に仕える豪族の血縁集団である「氏」（うじ）に、身分の上下を示す「姓」（かばね）を与え、秩序づけようとしたものである。（大和政権は、「氏族連合政権」としての性格を持っていた。（奥富 p 12））

（平安時代の姓の例）

藤原 大臣 不比等
（氏）（姓）（実名）

「氏（うじ）」

- ・ 「氏」は、天皇に仕える豪族の血縁集団で、各氏のメンバーは定められた氏名（うじな）を名乗り、氏の長（おさ）は「氏上（うじのかみ）」と呼ばれ、かなり強大な権力を持っていた。
～ 天皇は「天皇氏」という氏族の氏上。（奥富 p 12）
- ・ 氏族の数はかなり多く、645（大化元）年の「乙巳（いっし）の変」以前で100を超え、815（弘仁6）年の「新撰性氏録（しんせんしょうじろく）」には1182の氏名が記されている。

（平安時代の氏名の例）

- ・ 「源平藤橘」

朝廷内の主要な役職を独占した。

- ・ 「大江中原菅原清原」

朝廷の事務を分掌する中下級の貴族

（庶民の氏名）

- ・ すべての個人が姓名か氏名を名乗っていた。

（奥富 p 14、142）

（夫婦別姓）

- ・ 古代には、夫婦別姓が一般的であった。（坂田 p 5）

「姓（かばね）」

- ・ 天皇が、各氏上に、その氏の身分の上下によって授けた世襲制の尊称で、尊卑の序列があった。

～ 天皇が姓を与えることを、「賜姓（しせい）」という。

～ 天皇と皇族には、姓はない。

（古代の姓の例）

- ・ 「臣」（おみ）、「君」（きみ）、「連」（むらじ）、
「直」（あたひ）、「造」（みやつこ）、「首」（おびと）

（渡来人への賜姓）

- ・ 中国大陆や朝鮮半島から一族で日本に渡ってくる例も多かったが、これらの渡来系の人々にも賜姓が行われた。

（例）「秦公」（はたのきみ）（秦氏（はたうじ）の祖）

（朝鮮半島から）

「宇豆麻佐公」（うずまさのきみ）（朝鮮半島から）

（絹の生産）

（２） 氏姓制度の変遷

① 大化の改新～律令制の成立

- ・ 冠位 12 階制 603（推古天皇 11）年
～ 聖徳太子が、従来の姓とは別に、世襲制を打破し、人材の登用を図るため、設けたもの（一代限り）。
～ 「徳」、「仁」、「礼」、「信」、「義」、「智」（儒教の徳目）。
（それぞれの位階に大小があり、合計 12 階）
（冠位名＋氏名＋姓名＋実名）
- ・ 七色（ななしき） 13 階制 647（大化 3）年
～ 中大兄皇子が、曾我氏を倒した後、政界の改革を目指して制定。
- ・ 「藤原氏」（氏名）の「賜姓」 669（天智 8）年
～ 天智天皇は、中臣鎌足に、「藤原氏」（氏名）を「賜姓」した。（「藤原」は鎌足が住んでいた地の地名）
～ 鎌足の死後、子の不比等は、「藤原大臣不比等」（氏名＋姓＋実名）と名乗り、以後藤原氏が強大となる。
- ・ 八色ノ姓（やくさのかばね） 684 年（天武 13 年）
～ 天武天皇が、26 階制にまで複雑に細分化した姓を 8 種類に整理した。
（庶民の氏名）
- ・ 律令体制（8 世紀～12 世紀）のもとでは、一般庶民も、天皇に奉仕する民＝公民として、全員が氏名を名乗った。（奥富 p 45，坂田 p 29）
（夫婦の姓）
- ・ 夫婦別姓が一般的であった。（夫婦別姓）（坂田 p 5）

② 奈良時代～姓の形骸化

- （・ 平城京遷都 710（和銅 3）年）
- ・ 奈良時代に律令体制が確立すると、姓（カバネ）が果たした機能は、律令制的な官位の制度に取って代われ、次第に姓は形骸化するようになった。
- ・ 8 世紀には、結婚は、男が女の家に通う「妻問婚（つまどいこん）」が一般的となり、はじめ

いずれかの父母のもとで生活し、やがて自らの家を持つようになった。

(庶民の氏名)

- ・ 律令体制のもとでは、一般庶民も、天皇に奉仕する民＝公民として、全員が氏名を名乗った。
(奥富 p 4 6, p 1 4 3, p 1 4 5、坂田 p 2 9、)

(夫婦の姓)

- ・ 女性は結婚しても、氏姓を改めず、自分自身の財産を持っていた。
(夫婦別姓) (坂田 p 5)

③ 平安時代～姓と氏名の同義化

(・ 平安京遷都 7 9 4 (延暦 1 3) 年)

(姓と氏名の同義化)

- ・ 平安時代の 9 世紀になると、姓(カバネ)の形骸化が決定的となり、姓(姓名)は、古代の貴族が形成した氏(うじ)の名、すなわち氏名(うじな)と同義になった。(坂田 p 2 3)

(源氏と平氏)

- ・ 平安時代の前半には、律令制度の弛緩がみられ、荘園(私領)の増大と公領の減少によって財政事情が悪化したため、皇族を臣籍降下させる対応が取られた。
嵯峨天皇は、すべての子の臣籍降下に際し、「源」氏を与え、これ以降、皇籍離脱・臣籍降下させた皇族に「源」氏が授けられた。
- ・ 系図を辿って最初に突き当たる天皇を冠して“～源氏”と呼んだ(2 1 流)。(例) 嵯峨源氏、任明源氏、文德源氏、清和源氏等
- ・ 「平」氏は、8 2 5 (天長 2) 年、平安遷都でまだ世が湧いていた頃、桓武天皇が、孫の臣籍降下に際し、願いにより「平」氏の賜与を認めたのが始まりである。
- ・ これ以降、「平」氏の賜与は約 1 世紀続いたが(4 流)、その後は、源氏に戻った。(奥富 p 7 4)

(武士の登場)

- ・ 平安時代後期に律令制が崩壊し、荘園の管理や開拓した土地や財産を守るため、武装集団である武士が登場し、自分の所領の土地の地名を「名字」として名乗った。

(父系制への移行と名字の世襲化)

- ・ 1 0 世紀から 1 2 世紀頃に、公家社会や東国の豪族武士たちの間に、「名字」が広まった。
「名字」は、公家社会の場合には個人の居住地に由来する「称号」(「冷泉殿」など)が転化したものであり、東国の武家の場合には自分の名前に地名を冠したものであった。(奥富 p 9 7)
- ・ さらに、婚姻が、公家社会や武家社会を通じ、母系制から、夫系制(家父長制)へと移行し、夫が父から相続した邸に妻を迎え入れる「嫁取婚(よめどりこん)」となり、「名字」が世襲化するようになった。

(奥富 p p 9 5～9 7、豊田 p p 8～1)

(庶民の姓)

- ・ 平安時代までは、庶民を含め、全員が「氏名」か「名字」を名乗っていた。(坂田 p 2 9、奥富 p 1 4 3、1 4 5)

(夫婦の姓)

- ・ 平安時代には、夫婦別姓が一般的であった。(坂田 p 1 4 3)

(3) 名字から苗字へ

① 鎌倉時代

(名字の一般化)

- ・ 鎌倉時代には、武士の所領が拡大し、大きな武家は、全国各地で分割相続 (「田分け」) した所領を「名字」として名乗るようになり、名字は増えていった (「新名字」)。(奥富 p 1 0 4)
- (庶民の姓)
- ・ 鎌倉幕府の成立後、武士は、一般庶民には名字を名乗らせなかった。しかし、庶民の身分的な向上に伴って、名字を名乗る者が次第に多くなった。(豊田 p 1 2 9 ~ 1 3 0)
- ・ 源平合戦前後の頃、突然、一般庶民たちが姓名や名字を名乗らなくなった。(奥富 p 1 4 3)
- ・ しかし、庶民の多くは、貴族や武士同様、公的な儀式の場や公文書の中では、姓・実名を用いていた。(坂田 p 5 4)

(夫婦の姓)

- ・ 鎌倉時代以前の社会では、夫婦別姓 (別苗字) が一般的だった。(坂田 p 1 4 3, p 1 5 2, p 1 5 4)

② 南北朝・室町時代～家の成立と苗字の登場

(「家」の成立と「苗字」)

- ・ 南北朝内乱期以降、武士の財産相続が長男による単独相続へと変化し、**室町時代の後半(16世紀)**には、先祖代々の永続を何よりも重視する日本独特の「家」制度が確立し、この家という族的な組織自体の呼称として、「苗字」が登場した。(辻垣 p 1、坂田 p 5, p 1 7, p p 3 2 ~ 3 4)
- ・ しかし、苗字は、氏を否定し、改めたものではなく、氏とともに用いられることがあった。(井戸田 1 9 9 7 年 p 5 2)
- (庶民の苗字)
- ・ 農民、商人など領地を持たない者たちが名字公称を自粛する風は、室町・戦国・江戸の各時代にも続いた。(奥富 p 1 4 5)
- ・ 1 4 ~ 1 5 世紀初頭以降、庶民が、姓に代えて、苗字を用いるようになった。(坂田 p 5, p 5 0, p 1 5 2)

(夫婦の苗字)

- ・ 夫婦別氏の慣行は、武士法を通じて明治時代まで伝えられてきた。(井戸田 2 0 0 6, p 2 2)
(夫婦別苗字)
- ・ 南北朝内乱時代 (1 4 世紀中ごろ) 以降、苗字が姓に取って代わり、家のメンバーである夫婦は同一の苗字を用いた。
(夫婦同苗字) (坂田 p 5, p 1 5 2, p 1 5 4)

③ 江戸時代

(公的な場では「姓」の使用も)

- ・ 江戸時代になっても、重要な儀式の際に「姓」と「実名」を用いる風習は、受け継がれ、將軍宣下の文章には、徳川家光ではなく、「源家光」と記載された。
- ・ 徳川家康は、もとは加茂氏である松平姓を捨てて、源氏である新田義貞の一族得川氏に自ら

の系譜を結び付け、源氏を称することによって、征夷大將軍になることができた。(坂田 p 39、奥富 p p 80～81)

(江戸時代の庶民の苗字)

- 江戸時代には、「苗字帯刀禁止令」(享和元(1801)年)によって、庶民の苗字使用は禁止された。(郷土、奇特の行為のあった者、町年寄、庄屋、御用商人などは領主によって許された。)(豊田 p 136、奥富 p 147)

「享和元年(1801)7月19日禁令

百姓町人苗字帯刀之儀二付御触書

松平伊豆守殿御渡

百姓町人苗字相名乗致帯刀候儀、其所之領主地頭より差免候儀ハ格別、用向等相達候由、御料所ハ勿論、地頭之者より猥ニ苗字を相名乗らせ帯刀致させ候儀ハ有之間敷事二候間、堅可為無用候

右之通可被相触候」

- しかし、実際には、庶民も、武士の前では使えなかったものの、村の中や庶民同士では、苗字を名乗っていた。
- 農民の苗字の名乗りについては、幕府や藩の統制によるというよりも、共同体内部の規制によるところが大きかった。

(豊田 p 146、奥富 p 146)

(夫婦の姓)

- ① 武家においては、妻は、婚姻後も、生家の苗字を名乗っていた。

(夫婦別姓)

(井戸田 p 1、豊田 p 152、)

- ② 庶民のレベルでは、近世を通じて「夫婦同苗字」の方が一般的だったと思われる。

(夫婦同姓)

(坂田 p 148)

(4) 明治～第2次大戦

- 明治維新後、身分制度の再編と戸籍制度の整備が行われ、明治3(1870)年、政府は、平民に「苗字」の使用を許可し、さらに、明治8(1875)年、平民に苗字を名乗ることを義務付けた。
 - 妻の姓については、明治9(1876)年に、生家の苗字を名乗るべきこととされたが(夫婦別姓)、明治31(1898)年になって、夫婦はその家の苗字を称することとされた(夫婦同姓)。
- 「平民苗字許可令」(太政官布告)(明治3(1870)年)
- ～ 平民に「苗字」の使用を許可した。
 - ～ 苗字使用を義務化したものではなかったので、多くの人は苗字を名乗ろうとしなかった。(奥富 p 150)
 - ～ 平民は、「家名」や「屋号」に愛着を持っていた。(井戸田 1997 p 56)
- (「自今平民苗氏被差許候事」)

- 「国名・旧官名使用禁止令」(太政官布告)(明治3(1870)年)

～ 旧国名や律令官職名を通称名とすることが禁じられた。

（「国名並に旧官名を以て通称に相用い候儀停(とど)められ候事」

○「姓尸不称令(せいしふしょうれい)」(太政官布告)(明治4(1871)年)

～ 公文書において旧来の「氏」と「姓」を表記せず、「苗字」と「実名」のみを使用することが定められた。

（「自今位記官記ヲ始メ一切公用ノ文書ニ姓尸ヲ除キ苗字實名ノミ相用フ候事」）

～ これによってこれまでの「氏」と「姓」は廃止され、今日と同様、「苗字」と「名前」を組み合わせる「氏名」となって、一人一名主義の原則が確立された。

○「平民苗字必称令」(太政官布告)(明治8(1875)年)

～ 兵籍取調べの必要などから、平民に苗字を名乗ることを義務付けた。(各方面に混乱を起こしたとされる。豊田 p 150)

（「平民苗字被差許候旨明治3年9月布告候処自今必苗字相唱可申尤祖先以来苗字不分明ノ向ハ新タニ苗字ヲ設ケ候様可致此旨布告候事」）

～ 庶民は、多くの場合、江戸時代に持っていた「苗字」を名乗ったものと見られる。

○「太政官指令15号」(明治9(1876)年)

～ 妻は、生家の氏を名乗るべきこととされた。 **(夫婦別姓)**

（「伺ノ趣婦女人ニ嫁スルモ仍ホ所生ノ氏ヲ用ユ可キ事。但、夫ノ家ヲ相続シタル上ハ、夫家ノ氏ヲ称スベキ事」

～ 明治時代の庶民は、士族と異なって「夫婦同姓」（夫婦同苗字）を当然視する傾向が強く、明治維新の直後に政府が一時的にとった「夫婦別姓（夫婦別苗字）」政策に対する庶民の不満や批判は、かなり強かった。（坂田 p 148）

○「改正民法」(明治31(1898)年)

～ 夫婦は、その家の氏を称することとされた。 **(夫婦同姓)**

（「第746条 戸主及び家族は其の家の氏を称す。

第788条 妻は婚姻に因りて夫の家に入る。

2 入夫婚姻及び婿養子は妻の家に入る。」

(5) 第2次大戦後

- ・ 第2次大戦後、わが国は、憲法で、婚姻及び家族関係について、個人の尊厳と両性の本質的平等を謳うとともに、家制度を廃止した。しかし、夫婦の姓についてはいずれかの姓とすることとした（夫婦同姓）ことから、今日に至るも、大きな論議を呼んでいる。

○「日本国憲法」(昭和22(1947)年)

～ 家庭生活における平等、特に女性の封建的隷属からの解放を宣明し、婚姻及び家族関係についての立法基準として、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきことを要求した。（小林 p p 261～262）

（「第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければなら

ない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。）」

○「改正民法」（昭和23（1948）年）

～ 夫婦は、夫又は妻の氏を名乗ることとされた。 **（夫婦同姓）**

（「第739条 婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

2（略）

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を名乗る。）」

○「改正戸籍法」（昭和23（1948）年）

～ 戸籍は、戸主と家族を記載する家の登録から、個人の登録に変わった（家制度の廃止）

（「第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編成する。（以下略）

第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届け出に記載して、その旨を届け出なければならない

一 夫婦が称する氏

二 その他法務省令で定める事項」)

○「改正民法」（昭和51（1976）年）

～ 離婚後の苗字は、旧姓（結婚時の姓）でも、実家の苗字でも良いこととされた。

（「第767条 婚姻によって氏を定めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復することができる。

2 前項の規定によって婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から3箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。）」

（参考文献）

- ・ 洞富雄「江戸時代の一般庶民は果して苗字は持たなかったのか」
（「日本歴史」50）（日本歴史学会）（1952年）
- ・ 小林直樹「憲法講義」（東大出版会）（1966年）
- ・ 豊田 武「苗字の歴史」（中公新書）（1971年）
- ・ 井戸田博史「夫婦別氏か夫婦別姓か」（時の法令9月号）（1997年）
- ・ 辻垣晃一「嫁取婚の成立時期について」—公家の場合—
（比較家族史研究）（2000年）
- ・ 井戸田博史「江戸時代の妻の氏—夫婦別氏」
（奈良法学会雑誌第12巻3・4号）（2000年）
- ・ 奥富敬之「苗字の歴史学」（講談社）（2004年）

- ・井戸田 博史「夫婦の氏を考える」（学会会報通号861）（2006年）
- ・坂田聡「苗字と名前の歴史」（吉川弘文館）（2006年）
- ・佐藤信ほか「詳説 日本史研究」（山川出版）（2008年）

（以上、滝澤進様のレジュメより）

4. 「刀鍛冶が作った上田市立博物館所有の反射望遠鏡について～沓掛忠様

○日本で初めて鏡を使った反射式天体望遠鏡を作ったのは、江戸時代の鉄砲職人だった。

そしてその現存する反射式天体望遠鏡が上田市立博物館に所蔵されている。

- ・職人の名は、国友一貫斎（1778～1840年）。鉄砲の一大産地だった国友村（現・滋賀県長浜市国友町）に生まれ、幕府御用達の鉄砲鍛冶として活躍後、オランダ製の反射望遠鏡のとりこになり、一線を退いた後、数え55歳で見よう見まねで望遠鏡作りに着手。同65歳で亡くなるまでにオランダ製より精巧な反射式天体望遠鏡を6台ほど作り、そのうちの1台が上田市立博物館に所蔵されている。
- ・その精度は現在市販されている望遠鏡に匹敵する精密さで、月を観測すればクレーターを判別できた可能性が高い。星のわずかな光を反射して像を結ぶ要の部品「金属鏡」は、日本刀に使われた鋼に匹敵する硬度で、不純物がなく、さびにくかった。
- ・この望遠鏡は、明治維新のあと、諏訪藩内藤家の関係者によって上田市役所に寄贈されて現在に至る。

○事務局よりお知らせ

- ・次回の第51回研究会は、2025年6月14日（土）に開催予定です。
場所は今回と同じ文京シビックセンター4B会議室です。
その他詳細が決まり次第にHP・メール等でご案内します。

（記録：荻原貴）